

「宮古の大阿母」の意義 ——ファッションリーダーとしてのつかさ——

民俗研究家 奥濱幸子

はじめに

琉球（沖縄）史の時代区分について、琉球諸島の各地域に小勢力が発生した12世紀頃から琉球国による島々の統一を経て薩摩侵攻（1609年）に至るおよそ500年間を、伊波普猷は古琉球と称している。宮城栄昌（1967）⁽¹⁾は、古琉球の社会は、姉妹をおなり神とし、兄弟のえけりを加護する根人神とする母系社会であったとしている。尚真王（1477-1526）は、古琉球の根底にあった根神信仰を基礎に、国王えけりを加護するおなり神（＝聞得大君）を頂点とした祭政一致のシステムを施行した。後田多敦 2009⁽²⁾は、聞得大君について「3 碑文が語るもの」の項で、「聞得大君」という言葉は、「玉御殿の碑文」（1501年）に「きこゑ大きミのあんしおとちのものいかね」とあるのが、同時代のもので今のところ一番古い。この聞得大君は尚真の妹「おとちのものいかね」のことであると述べている。抛って、琉球国の祭祀を掌る最高神官である聞得大君の配下には、三平等の大アムシラレ、大阿母、各間切のノロクモイなど、国の指定する神女が地方の村々や島々にも生まれ、王府儀礼（国家の安泰・海上安全・五穀豊穰に関する儀礼・他諸々の儀礼）「君手擦りの百果報事」^(註1)を執行し、国王の神格化を図る女官たちのヒエラルキーが形成された。王府から海を隔てた離島といえども、その神女組織は王府の祭政一致政策と不可分であった。この観点から宮古の民俗祭祀の記録を見ると、宮古にも、琉球国の祭祀制度に繋がる上級女官（＝大阿母）がいた。国王を頂点とする政治的支配機構に対応する宮古の神女組織の在り方、及び宮古の民俗信仰への琉球国中央集権政治の関わり方について、大阿母とその配下に在ったつかさに光を当てて考察する。

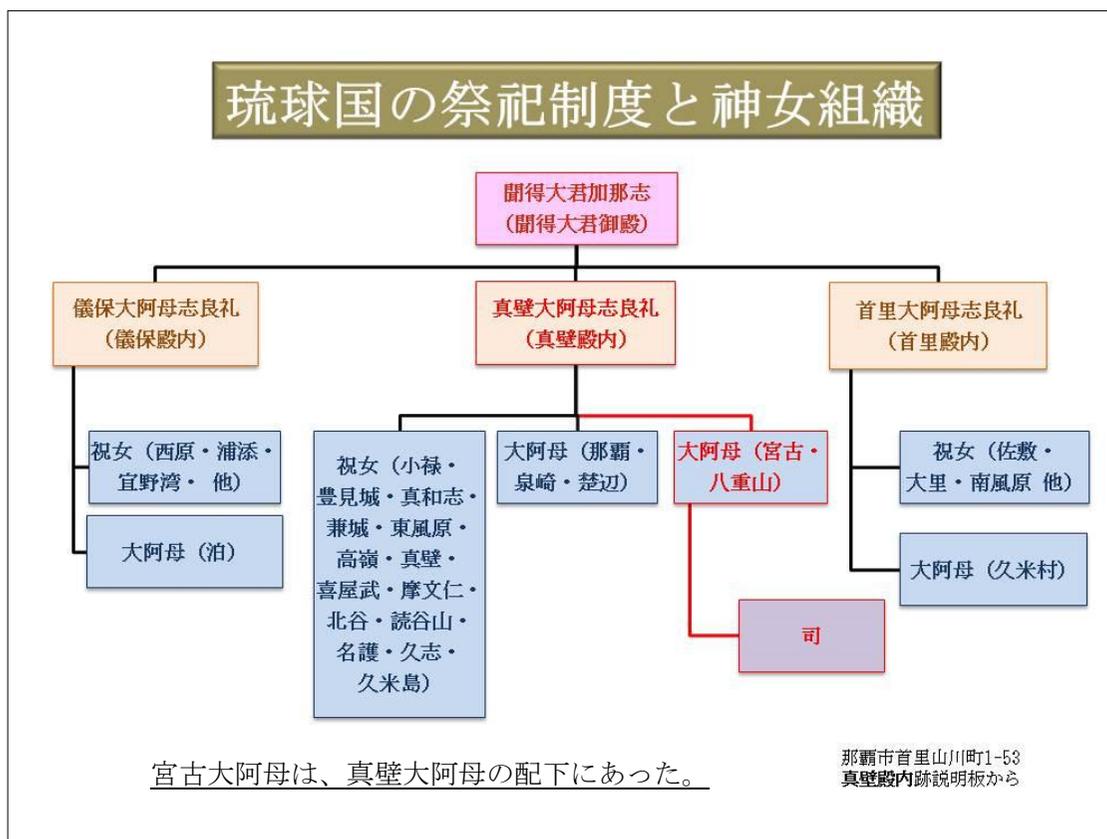
（註1）女官などが神事を行なう際、手を擦り合わせて祈る行為の事。抛って、神の靈力を高めて、百の果報について祈願を行なう儀礼。なお、キミテズリについては神名あるいは祭式名との見解もある。

1：琉球国の祭祀制度と宮古

1-①地方（宮古）の旧記類と『女官御双紙』⁽³⁾

後田多（2009）は、琉球国の祭祀制度の基礎資料として、『琉球国由来記』と『女官御双紙』を挙げている。前者は、年中行事、御嶽の由来、玉城での祭祀についての情報を各地から集めて王府が編纂した。後者は女官の立場から神女の就任儀礼や女神官の由来、祭祀などがま

とめられている。そして、『琉球国由来記』を男性儀典官の立場で書かれたものとし、首里城内において男子禁制とされた御内原の女官のマニュアル本といわれる『女官御双紙』を女性の立場としている。また、『神道大系』⁽⁴⁾では、『琉球国由来記』の材料になったと思われる地方の「旧記」の女官的部分が『琉球国由来記』に反映していない」と述べられている。本稿においても、『琉球国由来記』と『女官御双紙』は、琉球国の上級女官に任命された宮古大阿母の意義について述べる上で不可欠であった。本稿においては、王府の政治的な表向きに『琉球国由来記』を、内実に御近習方の『女官御双紙』を充て、二つの古文書を対にすることで、王府による祭祀の世界観が性差を超えて展開すると考えた。



本稿では、『女官御双紙』、「御嶽由来記」⁽⁵⁾、及び「雍正旧記」⁽⁶⁾を資料とした。「御嶽由来記」は、『琉球国由来記』の基礎資料として王府へ提出した宮古島最古の旧記で、「雍正旧記」は、「御嶽由来記」のその後を補足した旧記である。なお、『女官御双紙』には二系統の写本が在るだけで、原本はない。一つは、仲原善忠が1938年(昭和13年)に尚家本から写した「仲原本」、あと一つは、田島利三郎が1895年(明治28年)に写した『上下二冊ハ旧藩御近習方ノ格護』、『中一冊ハ中城御殿ノ蔵書ニ依テ謄写』、下巻『御評定所の等より抜

『女官御双紙』の「田島本」である。本稿は、琉球大学附属図書館デジタルアーカイブズ収蔵の二系統の写本の『女官御双紙』中「宮古の大阿母」の項をそれぞれ抜粋して二つを照合した。また、古語は、『琉球古語辞典 混効験集の研究』⁽⁷⁾を参考にした。「御嶽由来記」と「雍正旧記」は、『平良市史第三巻 資料編1 前近代』に基づき、「宮古の大^{ウプアム}安母」について以下のように解釈した。なお、職位を表す文字や読みについては原典に忠実に書いたもので、文中で二通りの書き方になっている場合がある。たとえば、同じ職位でも、『女官御双紙』には「大阿母」と書かれており、現在の首里城公園の案内には「ウプアモ」と読みが記されている。一方、「御嶽由来記」ではこれを「大安母」と書き、宮古では「ウプアム」と読む。

1-②: 「御嶽由来記」中の宮古嶋大安母の事

宮古嶋大安母之事

昔、仲宗根豊見親という人が、琉球王のために忠節を尽し勲功を挙げた。由って、妻のおつめがも宮古島の女の中の頭に取り立てられ、大安母の名字を授かった。名称は、役人の女房を安母と称し、それに大の字を冠して大安母とした。また、大安母が代合せを行うときは、一門中から継承する事とし、御朱印^(註1)を賜った。1679年の冬、大あむ之儀に於いて、書き付けを以て、嶋中の女の頭の座に定めた。

大安母ミやまいりの事

一、大安母は、御朱印を賜る際、王府へ赴いた。昔は三年に一度の上国だった。しかし、船がたびたび遭難し、唐の国へ漂着するため、1655年より王府からの呼び出しがあるときのみとなった。

一、大安母之儀

王府からの呼び出しを受けて国王に拝謁を許される際は、濱の大^{ウプアム}安母の取次^{マカンオオアム}真壁大阿母^{シラレ}志られに会わせてもらい、この方から話を通

女官組織 (首里城北殿説明板から改変)					
おおせどべ部 (3)					
うちよくいの阿母志良礼 (3)	よたの阿母志良礼 (2)	作事の阿母志良礼 (3)	そなへこちやの勢頭部	酒こちやの勢頭部 (3)	真南風の阿母志良礼 (2)
ちやうのあなくもい (3)			そなへこちやあねべ (3)	酒こちやあねべ (3)	真南風のあがま (2)
					大庫理のあねべ (3)
					大庫理の阿母志良礼 (3)

していただき、濱の大安母は、その次第を心積りしておくこと。

真壁あむしられに伴われて城へ上る際には、按司^{シチャグイ}下庫裡に於いて、お城の作事あむしられ^{サズ} (註2)が取り次ぐので、御美御飯^{ウツマノウケフアン}(御花御籠飯)一、玉貫^{タマスキ}一對の土産物を献上する。

御后さまには、玉貫一對を進上するよう。大勢頭部^{註3}三人、大庫裡あむしられ以下順々に、錫^{スズ}(錫や銅)一對の土産物を進呈し、それを終えたら大勢頭部が事の次第を国王へ言上し、大庫裡から呼び出しがある際は、赤芋^{アカソ}の着物に着替えて御座へ参るよう。段々に儀式を踏み、引き出物を拝領し、それを終えて、すい的美こちゃ^{註4}で首里王(国王)に謁見し、美御酌を頂戴する。また、御美こちゃ^{註4}で御后さま直々のお酌を頂戴する。儀式を済ませて御庭^{ウナニ}(註5)に筵を敷き酒壺・菓子盛・お酒を飾り、大勢頭部が御庭に着席したならば、大勢頭部の許可を得て宮古から御伴した五人の女も同席する。大勢頭部よりお酒を頂戴し、あやごを歌った後、クイチャーを踊る。

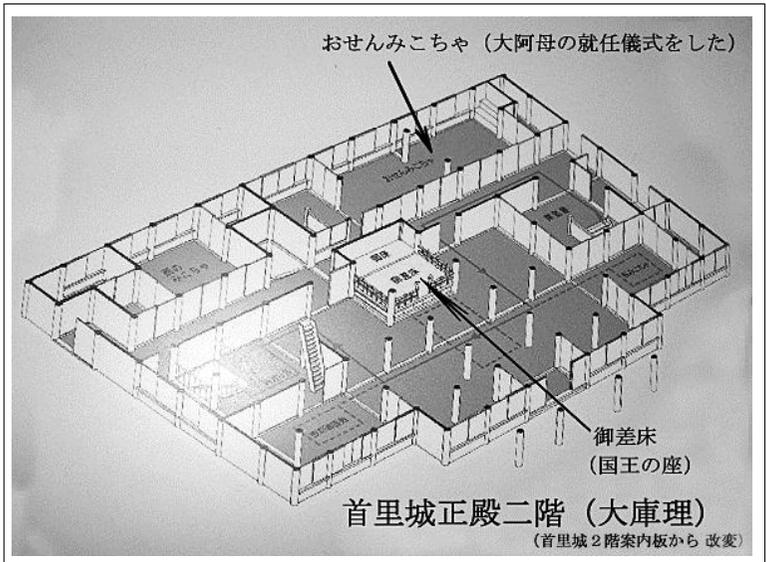
一、中城御殿、^{ナカグシクウドウヌ}聞得大君御

殿は、後日、進上物を以て拝礼するよう。附いては、真壁大あむしられの案内で赴くように。

^{シュリテンガナシヌメー}首里天加那志美御前に、一年の世事に、百果報のありますよう、御加護下さいますよう漲水御嶽にて毎年正月、五月、九月には参詣すること、附いては、祈願終了のとき、在番頭以下役人と女中は、大安母から請われたら御祝儀に参加する事。



美御前御揃 (ぬーめーうすりー) : 王府の儀式用三御飾 (みつおかざり) 道具類。左が御玉貫 (うたますき)、中央が金銀器、右が食籠 (じきろう)。(「すぐわかる沖縄の美術」⁽¹⁵⁾ から)



漲水御嶽	男女神	恋角恋玉	下里村
船立御嶽	男女神	かねとの・しらくにやすつかさ	東仲宗根
廣瀬御嶽	女神	真しらへ	西仲宗根
野猿真御嶽	男女神	きやひかさ主 おもいまらつかさ	嶋尻村
嶋尻御嶽	女神	まひとまらつかさ	嶋尻村
大神御嶽	男女神	豊見大あるす・豊見か免あるじ	大神村
大城御嶽	女神	豊見あか不してたなふらまぬし	狩俣村
中間御嶽	男女神	赤皿の赤壺の真主 浜の里主	同村
新城御嶽	女神	白鳥の舞鳥のつかさ	同村
池間御嶽	男神	おらせりくためなふの真主	池間村
山立御嶽	女神	おたはる	友利村
高津間御嶽	男神	のしてた	友利村
嶺間御嶽	男女神	あまの不ら 泊主	同村
離御嶽	女神	はなれ君あるじ	平安名村
浦底御嶽	男神	盛大との豊見屋	新城村
池之御嶽	男女神	君あるじきゆらにやす	与那覇村

首里天加那志美御前の御ためと嶋中の作物の豊饒、沖を往来する船の航海安全を御たかべ、大安母を中心に、各御嶽のつかさも共に祈願に勤める事。

- 一、二月中に麦初御祭
- 一、四月中に米粟初御祭
- 一、九月中に世のために御たかべの事
- 一、十月中に火の用心御たかべの事

上記四品の祭祀を行う際は、それぞれ村の頭数により、一つの祭祀に付き粟5勺づつ^(註6)集め、大安母を中心につかさ・村うっちゃむが、その村の御嶽へお供えする事。

一、大安母職は以前、石高八石、下男下女各四人。正月朔日、十五日、冬至など役人が役所で祈願する際には大安母が先導し、御焼香を執る。また、世直し神とって、村々の女二十～三十人で五日を宛て年に二、四、五度遊ぶ際には、大安母が赴いて祭を執り仕切った。嶋の中を女たちが往来するときは、大阿母を除いて、用向きを問い糺された。

上記条項は、1678年佐渡山親方が宮古の様子を調査し書き留めたものである。

大安母職は石高壺石五斗、下男下女各四人であった。地所は以前、三かや四かや^(註7)田を与えられていたが、耕作せず荒地になったので減少して五〇〇束^(註8)の地所がある。

一、掟^{ウツチキム}あむ、作事^{サズアム}あむも大安母と同様な勤めなので、納税が免除されている。

附いては、代合せの時は大安母の選任を経て在番頭の承認を得る事。

一、御嶽は十六有り、つかさ十六人がいる。つかさの代合せの時は、其の一族のうちから大安母の選任を経て在番頭の承認を得る事。

註1：御朱印＝辞令書

註2：大庫理の小間使いに当たる女官

註3：政治向きの大臣に当たる男性三司官に対応した最上級女官の三名

註4：「すいの美こちゃ」と「御美こちゃ」は、ともに首里城で火ヌ神を祀る「おせんみこちゃ」のことと思われる。

註5：御庭^{ウナニ}＝御庭は2つあり、ここでは後方の御庭を使用した。

註6：5勺＝一握り、一合（180ml）の半分

註7：三かや四かや＝およそ4200坪～5600坪（一かやは、稲1000束が収穫できる田地のことでおよそ1400坪。）

註8：五〇〇束＝およそ700坪

大安母の次第

仲宗根豊見親女房 住所 外間 大安母 字お津免^{オツメガ}か

同人女子 住所 尻間前屋 大安母 字にきやちよもい

○1522年の始め頃、母の跡を継ぎ15歳の頃上国。帰島の折に船が唐国に漂着し死亡

住所 外間尻屋 大安母 字めが津かまら

住所 西仲不や 大安母 字真牛かね

住所 大こもり 大安母 字にきやちよもい

○1522年間頃、上国した帰りの船で猛烈なしけに遭った。突然漲水御嶽の女神が現れ祈願するように大安母に告げた。大安母が船中の人を一カ所に集め、そのことを知らせると、皆喜び気持ちを揃えて祈願をしたところ風波は静まり、船は唐へ漂着した。三年滞留し、嶋へ帰り 再度大安母を務めた。

住所 こまかくら 大安母 字まふしかね

住所 かくもり 大安母 字にきやちよもい

住所 外間 大安母 字不なくもい

上記の項目と内容についてはこれ以上知りませんが、昔から伝えられて来た話ですので略記之

白川下地大首里大屋子女子 住所 染地 大安母 字か那しまら

○1625年より大安母を務め1654年に上国。帰嶋の際、猛烈なしげに遭い、唐の国に漂着し死亡

上地の平良大首里大屋子女子 住所すみや 大安母 字不なり免か

○1655年ヨリ

根間下地大首里大屋子女子 住所大かくし 大安母 字とか免か

○1671年ヨリ

同人女子 住所すみや 大安母 字まもい免が

○1705年ヨリ

右の用件に付き嶋中の年寄りを集め、各々が伝え聞いた古語を吟味して記した。

以上

○1707年 六月朔日 諸役人

右1705・6・7年まで琉球へ差し上げた写しと、後々見合わせのために記したものである。

以上 亥 6月3日 在番頭中

1-③: 『女官御双紙』中の宮古の大阿母の項

本稿執筆に当たって検討した内容のうち、『女官御双紙』にあつて「御嶽由来記」にない事柄がある。たとえば、1706年に毛氏聞得大君加那志御代合があり、就任御祝いの儀に宮古の大阿母が上国したが、そのときの進上物と拝領物が記載されていない。抜粋して以下に示す。

・進上物

赤苧布、三反。御花御籠飯、一。^{ウタマススキ}御玉貫、一對。^{イツノコヘンゼニグラウフアナ}五合瓶錢蔵御花、^{ウサキ}御酒。

右、首里天加那志美御前かなしへ

^{ゴマスノ}細布、二端。御玉貫、一對。四合瓶錢蔵御花御酒。

右、真壁按司かなしへ

白調布、三端。^{ウゴマ}烏胡麻、七袋。みはな御てうはん、一。御玉貫、一對。

五合瓶錢御蔵御酒。

右、聞得大君かなしへ

・拝領物

白つなぎ布、二端。御茶の子、一籠。二十。塩、十俵。

右、首里天嘉那志美御前かなしより

白調ぎ布、一端。御茶、二袋。御茶の子、一籠。二十。

右、真壁按司かなしより

唐木綿布、二端。

右、聞得大君かなしより

1-④：「雍正旧記」に見る宮古の大安母

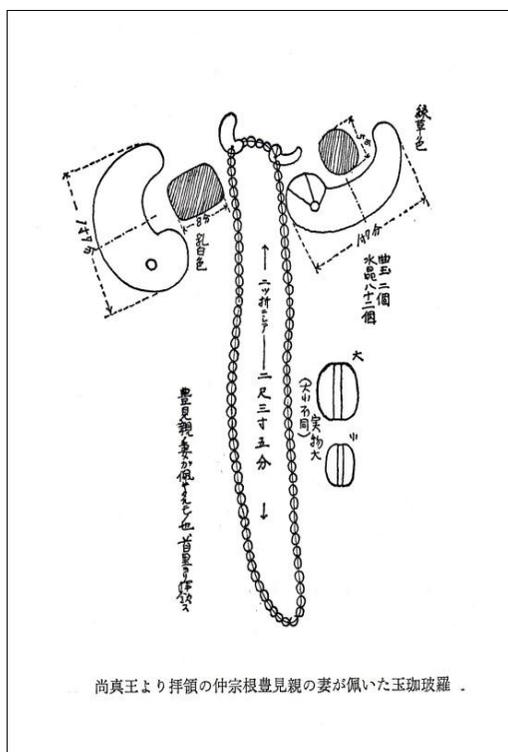
大安母立始由来

弘治年間(1555-1557)、仲宗根豊見親が八重山嶋を平和に治めたことで、女房のおつめがも在任中に上国した。

首里天加那志美御前、君々美御前のため百果報のため、宮古の各御嶽で神女が祈願する際は、はな(洗米)、^{ウグシイ}御五水(註1)を供えて、めでたくそれを執り行った。後にも久しく御祝儀のときは上国し、御籠飯一對、御玉貫一對の土産物を献上に來た。そのため、御褒美として大安母の位を仰せつけられ、また、金の簪、白絹の衣装一枚、玉貫を頂戴した。これより、褒美を家宝として伝えてきたが、中頃、火事になり、是非もなく焼失し、所持しておりません。

仲宗根豊見親女房住所外間 大安母 童名おツめか

以上、宮古の大安母についての記述を1-②～1-④に解釈した。



王府から宮古の大安母が拝領した品物について、稲村賢敷(1977)⁽⁸⁾は、「宮古島平良市宇西仲宗根の宮金家という旧家に保存されているのは七拾数個の水晶製の円玉を紐を通して貫いて、その間に二個の曲玉が貫いてあった。曲玉は美しい濃青色で瑠璃であろうと思うが、長さは一寸七分位であったように覚えている。宮金家は仲宗根豊見親の次男知利真良豊見親の系統を継いだ旧家で、宮金氏の本宗になっていて、この家から大安母と称する宮古最高の神職も出ているから、この曲玉も大安母の佩用した物であろうかと思われる」と記されている。筆者の調査(1995年)では、平良市宇下里の粟国家の旧住居の神棚には、王府からの拝領物と言い伝えられる、玉のような光る物があると聞いた。粟国家の次女(昭和17年生)は、「子供の頃、三月三日の浜下りの際に祖母が

箱から何かを出して人目を避けるように海水で洗っていたことを記憶している」と語ったが、光る物がどのような物品かは、実際には知らないと言う。現在、漲水御嶽(=ツカサヤー)は、粟国家の嫁継ぎにより継承され、祭祀が執り行われている。また、年に一度の浜下りの

日には漲水御嶽を守護とする字下里、西里の神憑り人が粟国家の旧住居で祈願を行なっている。

註1:お酒のこと

2：宮古の民俗祭祀と「宮古の大安母」

2-①神女組織に見るつかさ

宮古史において、つかさの存在が見えるのは、仲宗根豊見親の妻うづめがが、宮古の大安母に任命される以前である。八重山のアカハチの乱で、王府の命を受けた豊見親は宮古勢を率いた際、つかさたちを伴っている。『みやこの歴史』⁹⁾には、すみや大津の主津かさ(平良)、砂川あふかめ津の主(城)、神まさりやいはんとのおも(伊良部)、か祢屋天津の主津かさ(狩侯)などの名がある。それ以降に、宮古の大安母による16の御嶽に16名のつかさが配置され、宮古における神女組織が体系づけられたと見られる。

<事例1：宮古島市上野村宮国集落のシナフカの記録(1996～1997年)から>

「御嶽由来記」では、シナフカについて「昔いな不かとて、毎年九月の内乙卯末日諸村三



上野村宮国のシナフカ (1996年9月)

日中ハ牛馬も原江不出物忌精進にて願為申由候」と述べている。シナフカ祭事中は、人や牛馬も畑へ出ないように、豊穰神が五穀の種子を蒔きにやってくるので、人の気配がないように、不浄を避け、行いを慎んで、物忌をしたという。

シナフカ祭祀は、外側から来訪する世ヌ神(豊饒神)を迎えて、儀礼を行い再び送る一年の豊穰祈願(=世乞い)の意味もある。この民俗祭祀は、宮古島市上野字宮国、城辺字

友利や砂川、下地字来間などで執り行われていた。

本稿で述べる宮国集落は、世帯数347、人口893(平成17年10月)で、太平洋を臨む農業を主体とした集落である。1771年に起きた八重山列島近海を震源とする地震で津波(明和の大津波)の被害を受け、旧集落(元島)から現集落に移動したという。筆者が宮国集落で祭祀を記録したとき、スカプヤー、マイヌヤー、ナカグムイなど、それは旧集落の拝所で展開されていた。村移動を余儀なくされたためか、シマ立て由来の伝承が薄く、集落人の神性は、

むしろンナフカ祭祀によって継承されるように見受けられた。宮国では、旧暦6月に「^{ハツミ}始めンナフカ」、旧暦9月の乙卯の日に日取りを合わせ「^{ウツギ}送りンナフカ」を執り行う。祭礼は、クダリ主が鎮座するスカプヤー元を中心に、世ヌ神（豊饒神）を迎えて諸々の儀礼を執り行い、再び神を送る儀礼のほかに、周辺に在るナカグムイや前ヌ家などでも祈願が行なわれた。

宮国集落の神女組織は、ユーザス1人、水ヌヌス1人、数名の^{ククヌパイ}九ヌ栄え（本来は9人）が祭礼を掌っていた。なお、ククヌパイは、スカプヤー元に由来する八家の女性と、ナカグムイに由来する一族の女性から神籤（神の託宣を享ける儀礼）によって選出されたという。ツカサの任期は一年で、毎年、すべての集落祭祀を済ませると、神籤を享けてツカサを選任した。託宣されたツカサは、前年度のツカサの香炉を譲り受けることで、その役割の継承者となった。



ツカサの香炉（上野村宮国 1997年）

<事例2：宮古島市平良字狩俣集落の記録(1990～2013年)から>

狩俣集落は、世帯数247、人口672（平成17年10月）で、宮古島の北に位置する半農半漁の集落である。狩俣には、^{ムトツ}元と呼称する祭場が数か所あり、それぞれの元は小集団から成っていた。そのうち、近年まで残っているのは、^{ウツグフムトツ}大城元、^{ナーマムトツ}仲間元、^{シダテイムトツ}志立元、^{ウツナンミムトツ}仲嶺元の四元である。うち、大城元は、狩俣のシマ立て由来譚を抱き、集団の核としての神格が高く、他の門中を統治する祭場ともなっている。したがって、シマ祭祀の始めと終わりの儀礼には、各元を管轄する^{ウヤバー}祖神女以下神女らが集まり、おたかべの儀を執り行った。1-②中の「大安母ミやまいの事」中の「大安母之儀」で述べたように、公的女神官（＝宮古の大安母）によって任命された16人のつかさが宮古の各御嶽に配置され、王府の女官ヒエラルキーに基づく神女組織が宮古に導入された。うち、狩俣村は大城御嶽、仲間御嶽、新城御嶽の3カ所に1名づつのつかさが配属されている。この人数は友利村と同数である。他の村と比べてつかさの数が多いたのは、当時の支配体制との特段の関係が想像される。次頁の図は、狩俣の神女組織におけるつかさの位置を示す。宮古の大安母が配置した狩俣の御嶽（元）3カ所に存在するはずの神職としてのつかさは、仲間元、志立元、仲嶺元に位置している。つかさは、それらの元でウブツカサ、ユーヌ主ツカサ、水ヌ主ツカサと呼称され、それぞれ祖神女の補佐的立場にある。ウブツカサの場合、夏の祭礼では、嫁ぎ先の仲間元の祭礼を掌る祖神女の配下でツカサを勤め、冬の祭礼では、大城元でツカサの役割を担う。このつかさは、二つの元の神

琉球国祭祀制度と地方の神女組織
(宮古島狩俣の例)

祖神祭の神女組織

最高神女	元 名の名称	役割 (○: 祖神女)
アブンマ	うぶぐふ 大城元	○アブンマ
		ヤマトウンマ
		やーぬぬす ヤース主
		フサヌ主
		ブンヌンマ
		サズンマ
なま 仲間元	なま 仲間元	○ミョーニヌ主
		ウツカサ
		サズンマ
し 志 だてい 立元	し 志 だてい 立元	○ユース主
		ユース主ツカサ
		ヤース主
		サズンマ
なんみ 仲嶺元	なんみ 仲嶺元	○ミズヌ主
		ミズヌ主ツカサ
		サズンマ

前へ線香を立て、供物を取り揃える神職である。すなわち、狩俣に見るつかさは、シマ祭祀の中心部には位置しないことから、元々存在する神女組織に後付けされた可能性が高い。また、アブンマ以下神女や神役は、シマ空間に在る御嶽、元、井泉や、御嶽ではなく「イビ間」と呼ばれる拝所などに、各月の朔日と十五日と他の祭祀日におたかべを唱える。また、その場所の管理も任されている。龍宮願いでは海上交通の安全祈願を行なう。その後、アブンマとウブツカサの二人は、平良市内の漲水御嶽(=ツカサヤー)へ行き、龍宮願いを終えたことの報告祈願を行い、一連の祈願を終了する。なお、「御嶽由来記」では、大安母が狩俣の新城御嶽(元)にツカサを配置したことになっているが、1980年頃には元の機能がなくなっており、つかさもいない。

2-②: 地方(宮古)神女の神衣装

現在、宮古諸島の各集落に見る神女の神衣装は、おおよそが藍色を基調にした緋模様の着物で、正装では、その上に白木綿布で仕立てた白神衣を着る。こうした神衣は、集落祭祀を掌る神女が個々に誂えるという。狩俣では、祖神の経験者が出ていない家の女性が、神の籤下す儀礼(神前で神女を託宣する儀礼)によって選任された場合、個人で誂えなければならなかったと聞く。それとは異なり、祖神の生まれる根家の家柄に嫁いだ女性は、神衣装(=祖神衣)として、黒色の無地の上布、三枚の祖神(芭蕉衣、白木綿衣2種)、五色布腰紐を、代々嫁継ぎで継承した。

宮古の神女の神衣装について、「雍正旧記」中の「神遊びの事」で多良間嶋主嶺間按司と申人「女拾人白朝を着、髪ハもてい仕後へたれ白はしの羽を後へたれもすひにて櫛を髪ニ差し、櫛に五色の玉を懸、神つかさは枝を付真中ニ立ち神あやこを唱候得は、余は是を立圍い神つかさのあやこを請祭申候」とある。また、『琉球国由来記 定本』⁽¹⁰⁾は、「男子ヲバ、ハブノホチテラノホチ豊見ト云。此人ヲ狩俣村ノ氏神ト崇敬仕也。女子ヲバ、山ノフセライ青シバ

ノ真主ト云。此者十五六歳ノ比、髪ヲ乱シ白淨衣ヲ着シテ、コウツト云フ葛カヅラ帯ニシテ、青シバト云葛ヲ八卷ノ下地ノ形ニ卷キ、冠ニシテ、高コバナノ筋ヲ杖ニシテ右ニツキ、青シバ葛ヲ左手に持ち、神アヤゴヲ謡ヒ、我ハ是、世ノタメ神ニ成ル由ニテ、大城山ニ飛揚り行方不_レ知失ニケル。依_レ之、狩俣村ノ女共、年ニ一度宛大城山ニ相集り、フセライノ祭礼あり」とある。

とりわけ、神女が北ヌ山に籠り何度も物忌みを行い、^{ウキヤーン}祖神となって祭場へ顕現する^{ウキヤーン}祖神祭は、シマ祭祀の軸を成すものであり、琉球文化圏においてもその様相は特異である。祖神祭は年5回あり、狩俣に統合する以前のマキョ集団を構成していたと思われる土地を巡礼して祭礼を行うが、その際の^{ウキヤーン}祖神衣にも異なりがある。



『琉球国由来記 定本』に記述された神衣 (狩俣 1996)



図 1：祖神祭の中の祖神衣は芭蕉布 (狩俣 1994)

祖神祭

- 1) 「ジグバナ(祖神祭の始まりの儀礼)」
- 2) 「イダス(^{ミウキヤーン}新祖神を生む儀礼)」
- 3) 「スマバイウヤーン(シマ栄えの儀礼)」
- 4) 「アーブガー(狩俣村に統合する以前のマキョ集団の地(アーブガー)を訪問して祭礼を行う)」
- 5) 「トゥディアギ(祖神祭を閉じる儀礼)」

4) では図1の写真の通り、2) と5) では図2の写真のような祖神衣を着用する。神女が祖神になる儀礼を段々に進めていく過程で祖神と繋がっていく。したがって、通過儀礼の順に祖神衣も変えていく。祖神衣の変化について、2) の「イダス」を例に述べる。



図 2：祖神祭の中でシマ立て由来の神謡を詠む場面。(狩俣 1995)

「イダス」とは、集落の女性が祖神としての仕業や儀礼を行うために北ヌ山ニイスヌヤマに籠り、神となって祭場へ顕現する、新祖神の巢立ちの意味を含んだ祭礼である。祖神祭のうち「イダス」と「トゥディアギ」は、図2の神衣で祖神として顕現する。

- ・旧暦11月初酉の日 → 北ヌ山へ入る。
- ・戌の日 → 午後8時頃、新しく祖神に上る候補者の家を祖神女らが訪問し、新祖神候補者を伴って北ヌ山へ入る。
- ・亥の日 → 新祖神を北ヌ山へ残し、祖神祭と他の神女らは有志嶺ユージンミ(地名)に行き、「世乞い儀礼」を行う(この時、祖神衣は図2のものだが、草冠ウイカは、サツマサンキライ)。子の日に用いるシイノキカヅラを採取して再び北ヌ山へ上る。
- ・子の日 → 午前4時頃、アサーンの儀礼の中で、草冠(シイノキカヅラ)、神杖(リュウキウガキ)、手草テフサ(グミモドキ)、神帯グキイフ(トールゾルモドマキ)、祖神衣(白木綿衣)で祖神として顕現し、3カ所の元(順に北ヌ家元ニスヌヤームトウ、前ヌ家元マイヌヤームトウ、大城元ウブグフムトウ)の庭で神謡フサを詠む(図2)。大城元後方の国柱フナムイ(かつてシマ立ての神が居た空間)へ上って行く。大城元の男性祭場である南ヌ家バイヌヤでは、男性が三十三ミヌバ拜を行う。
- ・同日 → 午後3時頃、祖神は北ヌ山を下り、3カ所の元でアサーンのような儀礼を行って、大城元の中庭でシマ立て由来の「母ヌ神ヌ神謡ンヌヌカヌフサ」を詠む(図2)。座ザ(註1)へ移動し、祖神衣その他の植物を解き、肌着のまま北ヌ山へ入る。その夜、再び、図2の神衣を着用して大城元の中庭に顕現し、[深夜の祖神ニナニノウケーン(註2)]の儀礼を行う。座へ移動し、祖神衣を解き各祭場(元)の祖神女となり、イダス祝宴の祭礼を執り行う。

上記の通過儀礼の例から、祖神衣は普段着と正装を区別して着用していると考える。

註1：北ヌ山を遥拝する機能をもつ拝所

註2：子孫に起きた不浄の出来事を神謡として詠む。七神謡ある。

2-③装身具「玉ハベル」と狩俣の五色布腰紐

鎌倉芳太郎(1982)⁽¹¹⁾は、仲宗根豊見親の子孫の家(仲宗根玄純家)に伝わる、首里より拝領のもの「玉珈羅羅タマカハラ」について、「水晶玉八十二個をもって一連の首輪とし、これに緑青色と乳白色の翡翠の二個の曲玉を取り付けている」と記し、さらに、沖縄各地に古来伝わる神事を統合して整備し、諸間切、諸島の女神職の



玉ハベル(沖縄県文化財報告書第149集⁽¹³⁾から)

君々祝々には、その任命の辞令と共に「玉珈玻羅」を与えたと述べている。また、翡翠の曲玉の「玉珈玻羅」こそは、古来沖縄女性の最高装身具として尊敬され、それが後代に至って女神職の地位を象徴する神具となったものと思われるとも書いている。首にかける玉類と四角形の裂地を三角形に折った「ハベル」を併せて「玉珈玻羅」または「タマ



イツンミーを装着した祖神
(狩俣 1995)

ハベル」とも言い、これは、のろが「色衣装」の正装の時、首から背中に掛けた装身具として用いたとしている。久保智康(2011)⁽¹²⁾は、ハベルとは蝶の意味であり、守り神・おなり神の比喻としておもろに謡われていることが、玉ハベル(右写真)の意味・機能を考えるときに重要であると述べ、悪魔祓いの呪力があるという推察を支持している。

左写真のように、腰に下方に垂らした五色布腰紐は、玉等の装飾を施していない。しかし、この布は、玉類と併用する際に下方に垂らした「ハベル」ではないだろうか。布の色彩は五色に限らず、色合いは十分に華やかである。布は、継承者が前任者から譲り受けたものに手を加えずに使用する場合もあるが、枚数を付け足したりしてもいる。筆者は、五色布腰紐について、祖神女数人から聞き取りを行った。祖神衣については、男性の視線に曝さないよう、また、他者が触れることのないようにといった、神にかかわる規範の濃さがある。しかし、五色布腰紐については、「祖神衣と同じ物」と思っているもの、同時に祖神衣そのものよりも神女の個性を反映した、飾りの意味合いも含んだ装身具であろう。換言すると、五色布腰紐は、祖神に近いものというより自分に近いものと見なされていると考えられる。

3 : 「宮古の大阿母(上級女官)」の意義

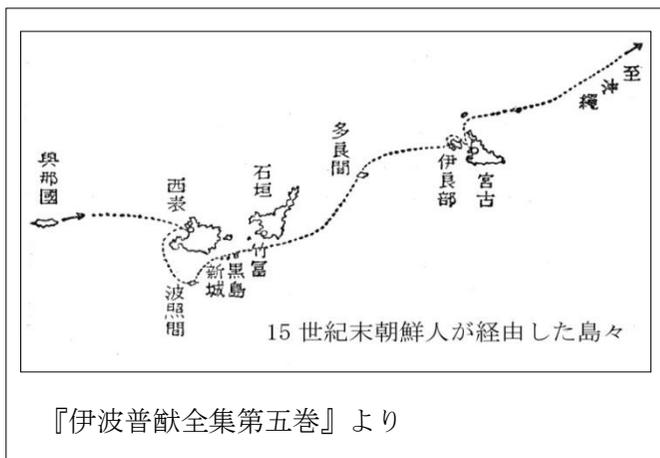
3-①大阿母と琉球文化

琉球史に初めて宮古の存在が現れるのは、1317年『元史』に記された14人の波羅公管下宮古人がシンガポール貿易の途中に遭難し、中国の温州浙江省に漂着し救助され、無事に帰還したことを起点としている。『平良市史第一巻』⁽¹³⁾には、そのうち五人は、青黄色服を穿ち、九人は白衣を着ていた。内俱に青黄白色の成串硝玉あり、その人の語言弁ぜず通曉せる

人なしと記されている。『伊波普猷全集第5巻』⁽¹⁴⁾には、『朝鮮王朝実録（成宗 105 巻）』に、

1477 年に済州島からの遭難・漂流者が琉球国の島々を経由して帰還した時の記録が日本語訳されている。宮古についての記載を概略すると、

「・・・キビ・アワ・オオムギ・イネ・ノビル・スイカ・ナス・イモがある。カタツムリを煮て食う。鉄製の釜を使う。家には厠^{カワヤ}がある。衣服は多良間島や伊良部島同様に、藍染めした苧布を砧打ちした衣は、アヤ段のように美しい。婦人は水晶の大珠を項に掛けている。牛を屠殺して食べるが鶏肉は食べない。酒を醸すに米麴を用いる・・・」とあり、当時の宮古人の暮らしぶりや衣服が窺われる。



『伊波普猷全集第五巻』より

1-②で述べたように、仲宗根豊見親の妻^{ウツメガ}津免かは、1500年の夫の勲功により、王府から宮古大阿母の辞令を受けた。また、1-④「雍正旧記」に見る宮古の大阿母の大阿母立始由来では、拝領物を賜わったことや、その品々についても触れている。これにより、琉球国の上級女官（＝宮古の大阿母）が生まれ、一地方（宮古）が琉球国の祭祀制度に組み込まれていた。

帆と舵のみの船に乗って宮古-首里間を往来する当時の航海は、順風を見て島を離れ、経験のみが頼りの、命懸けの旅であったろう。二月頃の風^{カジマア}廻いや夏場の豆台風といった突然の気象変化による暴風波浪については、神々へ祈るしか術がなかったのではないかと想像される。宮古の大阿母たちは、琉球王に謁見を賜うるために、この島空間から船出した。実際、航海中に遭難し、死亡した大阿母もいるし、唐へ漂着して生還し、再度大阿母を務めた者もいることが、「御嶽由来記」中の「大阿母の次第」に書かれている。

渡航後の事が、「御嶽由来記」中の「大阿母ミやまいるの事 大阿母之儀」に書かれており、案内の通り順を踏んで首里城に登城した後の儀礼・儀式や、進上の品々・拝領物を頂いた旨も記載されている。たとえば、赤芋^{アカソ}の着用を指示され、首里城の^{スイノミコ}すいの美こちやで琉球国の最高権力者に拝謁を賜り、美御酌^{ミゴシヤ}を頂戴し、次いで御后からも直々にお酌を頂き、御庭に設けられた宴席で喜びの酒を呑み、クイチャーを踊るまでの次第がある。大阿母の上国は、宮古の支配者が王府に従属する真意の証明であり、それは、大阿母として琉球国の神女組織に

組み込まれ、権力者の百果報を祈願する役目を担うことでもあった。したがって、大阿母以下御伴した宮古の女性たちが、王府の儀礼・儀式を享受し、歓待の中に身を置くことは、王府の祭政一致政策を地方まで浸透させる意味で、互いに不都合なことではなかったろう。宮古の大阿母たちは、繰り返し王府の公的儀礼を享受し、そこで教えられたであろう「おたかべ」、「三十三拝」などの祭礼の形式を身に付けて島に戻り、正確につかさに伝えたであろう。さらに想像の翼を伸ばすと、王府に居る間にその空気を肌で感じ、五感で覚えた言葉にならないものを島に定着させるのに、身に付けたその立ち居振る舞いやふとした仕種が有能に働いたに違いない。女性たちは、宮古-首里間を往来するうちに、例えば、濱の大安母、真壁あむしられ、大勢頭部といった中央の上級女官の出で立ち、織物の図柄、布の風合い、装身具としての曲玉、彩られた玉ハベルにも触れた。つまり、格調高く洗練された美に包まれた宮古大阿母以下宮古の神女たちは、琉球国の成熟した文化の香りを身に付けて帰還し、ファッションの上でも島の女性の耳目を集める人になった。そして、神衣にも王府の神女文化が反映した。一例として、狩俣の五色布腰紐を挙げた。ノロの装身具であった玉ハベルと類似するこれは、王府へ上国した際に大阿母と同伴したと思われる狩俣村のつかさが取り入れた装身具ではないだろうか。あるいは、大阿母の指導によるものかもしれない。いずれにしろ、島の文化圏に留まらず、外界と繋がるのが許された数少ない女性の美意識によってもたらされた可能性が考えられる。

また、『みやこの歴史』によると、古琉球の「人頭税的賦課徴収様式」を起源とする人頭税制(1903年に廃止)下の宮古では、貢納布の賦課が、村の位や年齢によって定められており、薩摩への貢納布や王府が発注した御用布についても、天候不順を理由に滞納することは許されなかった。こうした宮古の状況の中、宮古の大阿母以下神職の女性たちは、人頭税制における王府公認の免税者だった。「御嶽由来記」には、1678年佐渡山親方が宮古の様子を調査しに来て書き留めたものであるとして、大安母職は石高壱石五斗、下男下女各四人と書かれている。地所については、以前に三かや四かやの田畑を与えられていたが、耕作せず荒地になったので減少して五〇〇束があると記している。宮古の大安母は、王府の上級女官として特別待遇を認められ、一方で、図らずもファッションリーダーとしての一面を持っていたと思われる。

4：結びに

王府における女官ヒエラルキーは、上級女官(大あむしられクラス)の廃止(1884年)によって崩壊した。しかし、地方の大阿母やノロクモイは、1910年(明治43)まで公的な制度として存続していたという。

宮古における民俗祭祀(宮古島市字島尻の^{ウヤガム}祖神祭、狩侯の^{ウヤーン}祖神祭、池間島の^{ユーフウ}世乞いなど)は執行されなくなっており、集落祭祀の衰退と消滅が生じている。その民俗祭祀の儀礼・儀式は、発生から長い時間を経て現況に至ったが、島嶼という位置に在っても琉球国の祭政一致政策と不可分な関係にあった。そのことが狩侯と宮国の儀礼に表れていた。狩侯では、龍宮願いを終えると最高神女とウブツカサが、集落から漲水御嶽へ報告に赴いた(先に報告した宮古島市総合博物館紀要 16 号の中の“井泉願い”は“龍



クダリと御初穂を供える宮国のツカサ (1996)

宮願い”に訂正)。また、宮国では、各祭礼において必ず御初穂とクダリと呼称する米の供物を奉げる。この供物は、宮古諸島の民俗祭祀では他に例を見ない。御初穂とは、その年に収穫した初穂で造った神酒のこと、クダリとは、米を水で溶いたものを示す。これは、「御嶽由来記」にある四つの祭祀のうちの「四月中ニ米粟初御祭の事」と類似する。したがって、宮古の大安母が執行した祭祀儀礼に基づく供物のひとつと考えられよう。

二つの集落の事例は、地方の民俗祭祀が集落のみに留まらず、海を隔てた王府の指示通りに祭礼を執行する宮古側の神職のあり方と重なる。あるいはまた、力に押され情に流されながら、その時代を生きる人間の姿とも言えよう。

琉球列島の島々に位置する各集落の民俗祭祀では、「首里天加那志美御前のため嶋中の作物の豊饒、沖を往来する船船の航海安全を御たかべ、大阿母を中心に、各御嶽のつかさとともに祈願に勤める事」、すなわち、王と国家の安泰、航海安全、五穀豊穰を祈る儀礼を執り行った。そうすることで百果報の神が降臨し、民衆にも幸福がもたらされるという神観念と祭政一致による統治思想に基づいている。しかし、揺らがなないものとしての祖神をアイデンティティーの根拠とする宮古人は、中央集権による政治的支配制度と、島の祖神信仰の根深さとを対にした独自の民俗祭祀を確立した。古琉球の時代から現代に至るまで、島の悠久の時間の上に島人幾多の生死を重ねて、今日のような信仰世界を織り上げてきた。

5 : 謝辞

狩侯の祖神衣は、その人の祖神女退任後も、他者の視線に曝されないように丁寧に扱われ、祖神祭の記憶とともに部屋の隅に置かれた^{カンピツ}神櫃に大切に仕舞われています。継承者が出ないままに死すれば、あの世でも祖神になるという祖神女間の伝承がそこに息づいています。五色腰紐を確認したいと八十歳を超えた方に申し出ることに抵抗がなかった訳ではありません

ん。祭礼のたびに顔を合わせてきた親交に由って、閉じた記憶のふたを開いて下さいました。御先祖様の神前や彼女のマウ神にお許しを請う祈願を行ない、それを拝見することができました。ここに重ねて御礼を申し上げます。

引用文献

- (1) 『沖縄女性史』宮城栄昌 沖縄タイムス社 1967
- (2) 『琉球の国家祭祀制度』後田多敦 出版舎 Mugen 2009
- (3) 『女官御双紙』(仲原本 p 197、田島本 p 39)「宮古大阿母」
- (4) 『神道体系 神社編五十二 沖縄』財団法人神道体系編纂会編集 1982
- (5) 『平良市史 第三卷 資料編 1 前近代』「御嶽由来記」平良市史編纂委員会 1981
- (6) 『平良市史 第三卷 資料編 1 前近代』「雍正旧記」平良市史編纂委員会 1981
- (7) 『琉球古語辞典 混交験集の研究』池宮正治 第一書房 1995
- (8) 『沖縄古代部落マキョの研究』稲村賢敷 至言社 1977
- (9) 『みやこの歴史 第一巻 通史編』宮古島市史編さん委員会 宮古教育委員会発行 2012
- (10) 『定本 琉球国由来記』外間守善、波照間永吉 角川書店 1997
- (11) 『沖縄文化の遺宝』鎌倉芳太郎 岩波書店 1982
- (12) 『沖縄のガラス・玉等製品関係資料報告書』(沖縄県史料調査シリーズ第5集、沖縄県文化財報告書第149集) 沖縄県教育庁文化課編集 沖縄県教育委員会発行 2011年3月
- (13) 『平良市史 第一巻 通史編 1 先史～近代』 p 58 平良市史編纂委員会 1979
- (14) 『伊波普猷全集 第五巻』 p 73 伊波普猷 平凡社 1974
- (15) 『すぐわかる沖縄の美術』宮城篤正 東京美術 1997

参考文献

- 『講座用教本 御嶽由来記 雍正旧記 宮古嶋記事』砂川玄正 宮古史研究同好会 2010
- 『宮古研究 第6号』 p 36 「宮古大阿母の継承」島尻長政 宮古郷土史研究会 1992
- 『別冊太陽』 p 122 「祖神祭のシマ・狩俣」奥濱幸子 平凡社 2006
- 中世沖縄の王府儀礼<キミテズリ百果報事>の意義――『おもろそさうし』と「公事帳」にみる「御捧」献上の場<君誇>に関連して―― 真喜志瑤子
法政大学学術機関リポジトリ URI: <http://hdl.handle.net/101114/6412>